# 交通安全情報No.45

ストップ・ザ・交通事故

平成30年6月21日
警察本部交通部
交通総合対策センター

## ⚠もしかしたら、知らずに・・・

# 無免許運転をしていませんか？

準中型免許保有者が中型自動車を運転した場合は、いわゆる種別外無免許運転として、「無免許運転」となります。

## 無免許運転にならないための確認ポイント

① 必ず運転免許証と自動車検査証を確認し、運転可能な車種であるか確認すること。
② 運転可能な車種は、車両総重量と最大積載量と乗車定員の3点で判断すること。
③ 8トン限定中型免許や5トン限定準中型免許の免許条件は、車両総重量についてのものであり、最大積載量や乗車定員については別途条件があること。
④ 運転免許証の交付年月日を確認し、保有する運転免許区分を確認すること。

| 運転可能車種 ＼ 免許区分 | 車両総重量 | 最大積載量 | 乗車定員 |
|---|---|---|---|
| 大型免許 | 11t以上 | 6.5t以上 | 30人以上 |
| 中型免許 | 11t未満 | 6.5t未満 | 11人以上29人以下 |
| 8t限定中型免許（平成19年6月1日以前に取得した普通免許） | 8t未満 | 5t未満 | 10人以下 |
| 準中型免許（平成29年3月12日以降に取得した準中型免許） | 7.5t未満 | 4.5t未満 | |
| 5t限定準中型免許（平成19年6月2日～平成29年3月11日に取得した普通免許） | 5t未満 | 3t未満 | |
| 普通免許（平成29年3月12日以降に取得した普通免許） | 3.5t未満 | 2t未満 | |